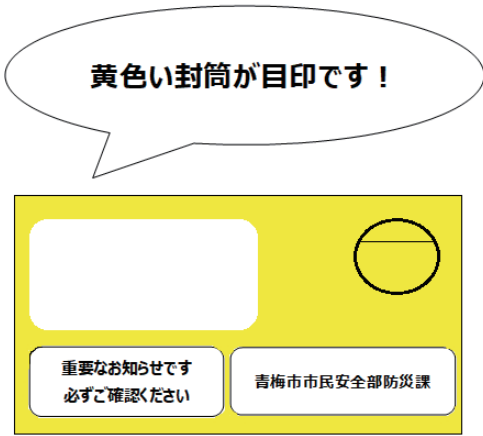


避難行動要支援者支援制度

市では災害対策基本法に基づき、災害時にみずから避難することが困難で、避難するために支援を必要とする方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、避難支援に役立てています。8月10日付で、対象の方へ黄色い封筒で避難行動要支援者制度の同意確認書を送付していますので、届いた方は中の書類を確認し、返信用封筒にて必ず返送をお願いします。

この支援制度は、地域の助け合いによって成り立っています。日頃から地域の皆さんと気軽に会話ができる関係づくりを心がけましょう。

なお、災害時には「共助」



※同封した同意確認書に記入のうえ、返送してください。

対象となる皆さんもみずから身を守るという意識を持ち、できる範囲で防災対策に取り組みましょう。問い合わせ 防災課危機管理係

「STOP!ATM」での携帯電話の取り組みにご協力をお願いします

令和3年

特殊詐欺の被害発生状況

12件・約1千390万円
(9月6日現在)

還付金詐欺の手口は、自治体の職員等を装って電話をかけ、医療費の過払いがある、受け取れる給付金があると話し、被害者をATMに誘導し、携帯電話越しにATMの操作を指示しながら、犯人の指定する口座にお金を振り込ませるといふものです。還付金詐欺の手口の根幹をなす、ATMでの携帯電話を使った指示をできなくするため、ATMでの携帯

電話の通話はしない、させない、「STOP!ATM」での携帯電話・運動の取り組みを都内全域に広げ還付金詐欺の撲滅を目指します。

携帯電話で通話をしながら操作している方を見かけた場合は声かけ、もしくは近くの職員へ伝えていただきますようご協力をお願いします。

また、ATMにおいて携帯電話をご使用の方には警察官、金融機関職員等から声かけをさせていただきます。ご協力をお願いします。

☆自動通話録音機の貸与
市では、現在市内在住の

65歳以上の方を対象に、自動通話録音機の貸与(無料)を行っています。特殊詐欺等に相当の効果があるとされています。気軽にご利用ください。電

話でご相談ください。電話でのご相談ください。問い合わせ
▽自動通話録音機について
：市市民安全課市民安全係
▽特殊詐欺について：青梅警察署防犯係☎22・0110内線2612



中小企業を支援 おうめものづくり等支援事業（2次募集）

市内の中小企業の方を支援する「おうめものづくり等支援事業」を実施しています。4月1日以降で令和4年3月31日までに完了するものを対象に今年度の2次募集を行います。

※詳細は、市ホームページ（記事ID…306）をご覧ください。

※「新製品・新技術開発事業」および「産業財産・認証出願事業」は2次募集の対象事業ではありません。

※今年度、すでに交付決定を受けた事業メニューへの申請はできません。

対象 次のいずれかに該当する事業者

▷中小企業…市内に住所（個人）、所在地（法人）があり、かつ、市内に営業の本拠を有する中小企業の方（表1参照）

▷中小企業グループ…市内の中小企業者が中心となったグループ

対象事業 表2・3参照

申請に必要な書類 表4参照

申請方法 11月15日（必着）までに申請書に必要な書類を添付し、郵送で商工観光課商工労政係へ ※持参も可

表1 中小企業の範囲（信用保証協会の保証ができる業種に限ります）

業種	資本金・出資の総額	常時使用する従業員数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

表2 おうめものづくり支援事業（同一事業メニューの複数申請はできません）

事業区分	事業メニュー	具体的な内容	助成内容	対象
新事業着手支援	新事業チャレンジ事業	企業等が、新たに製品・技術開発を行うにあたり、想定される顧客ニーズの調査、原材料選定等の、本格的な企画や新製品・新技術開発に着手する前における、検討に係る経費の一部を助成する。	補助率 2/3以内 限度額 10万円	中小企業 中小企業グループ
販売促進支援	展示会等出展事業	「新製品・新技術開発事業」により支援を受けた製品を見本市等に出展したり、商談会に出席する費用の一部を助成する。ただし、「新製品・新技術開発事業」の支援を受けた翌年度から3年間に限る。	補助率 1/2以内 限度額 30万円	
感染症対策型販売促進支援	オンライン展示会等出展事業	「新製品・新技術開発事業」により支援を受けた製品をオンラインで開催される見本市に出展したり、オンラインで開催される商談会に出席する費用の一部を助成する。ただし、「新製品・新技術開発事業」の支援を受けた翌年度から3年間に限る。 ※インターネット通販サイト、ネットショッピングその他これらに類する常設型のウェブサイトのものは除く	補助率 1/2以内 限度額 30万円	

表3 おうめひとづくり支援事業（同一事業メニューの複数申請はできません）

事業区分	事業メニュー	具体的な内容	助成内容	対象
人材確保・育成支援	人材確保事業	企業等が専門家による職員の採用に係るコンサルティングを受けたり、就職面接会等の採用活動を行う事業	補助率 1/2以内 限度額 50万円	中小企業
	従業員育成事業	企業等が、従業員の資質向上のために行う、講習会等の開催または参加する事業もしくは資格取得を行う事業	補助率 1/2以内 限度額 10万円	
企業間交流支援	企業間交流支援事業	企業同士の交流を目的として組織されている団体が主催する交流会や勉強会への参加または三者以上の企業間交流を深めることを目的に行われ、かつ意見交換の場や企業紹介の場が設けられている交流会や勉強会を開催もしくは参加する事業	補助率 2/3以内 限度額 20万円	中小企業 中小企業グループ
販売促進支援	展示会等出展事業	企業等が自社製品を国内外の見本市等に出展したり、商談会に出席する事業。ただし、その場で小売りすることを主な目的とするものは除く。	補助率 1/2以内 限度額 10万円	
感染症対策型販売促進支援	オンライン展示会等出展事業	企業等が自社製品をオンラインで開催される見本市に出展したり、商談会に出席する事業。※インターネット通販サイト、ネットショッピングその他これらに類する常設型のウェブサイトのものにおいて行われるものは除く。	補助率 1/2以内 限度額 10万円	

表4 申請に必要な書類

	対象事業者区分		
	法人	個人事業主	中小企業グループ
申請書	商工観光課で配布または市ホームページ（記事ID…306）からダウンロードした申請書に必要な事項を記入して提出		
市税納税証明書	法人名義で納めるべき市税を納めていることを証する証明書（全税目・直近1年分）	個人が納めるべき市税を納めていることを証する証明書（全税目・直近1年分）	グループの代表（申請者）が納めるべき市税を納めていることを証する証明書（全税目・直近1年分）
事業者（中小企業）であることを証するもの	▷定款の写し ▷登記事項証明書	▷住民票 ▷開業届出書の写し	▷規約等 ▷構成員名簿